

1-3. 産前・産後休暇中、育児休業中の経済的支援

名称	内容	問合せ先
出産育児一時金	健康保険の被保険者(本人)が出産したとき、1児につき42万円(産科医療保障制度加算対象出産でない場合は40万4千円)が出産育児一時金として支給されます。	協会けんぽ 健康保険組合 市町村 等々
出産手当金	産前・産後休暇の期間中、給与が支払われない場合、健康保険から1日につき、賃金の3分の2相当額が支給されます。ただし、休業している間にも会社から給与が支払われ、出産手当金よりも多い額が支給されている場合には、出産手当金は支給されません。	協会けんぽ 健康保険組合等々
育児休業給付金	1歳未満の子を養育するために育児休業を取得した等の一定の要件を満たした方が対象で、原則として休業開始時の賃金月額67%が支給されます。なお、育児休業の開始から6か月経過後は50%になります。	ハローワーク等々

知っていますか？ パーキングパーミット制度(身障者用駐車場利用証制度)

県と協定を締結した公共施設や店舗などの身障者用駐車場は妊婦さんも使うことができます。利用できる期間は妊娠7か月～産後3か月で、利用証の申請・交付が必要です。受付は出産予定日の4か月前から。母子健康手帳の住所、氏名、分娩予定日の記載があるページの写しが必要です。

郵送申請の場合、必要書類と返信用切手(140円分)を同封のうえ、鹿児島県障害福祉課、北薩地域振興局、またはハートピアかごしま総務課まで郵送してください。診断書や申請書の様式は県のHPに掲載してあります。申請書は町民福祉課・総合管理課にもあります。

1-4. 赤ちゃんが生まれたら

出生届けの提出

赤ちゃんが生まれたら出生届けを提出してください。

届出期間 生まれた日を含む14日以内	必要なもの <ul style="list-style-type: none"> ● 出生届兼出生証明書(医師か助産師が記名押印したもの) ● 届出人の印鑑(スタンプ式ゴム印不可) ● 母子健康手帳
届出場所 父母の本籍地、届出人の所在地、出生地のいずれかの戸籍担当窓口	問合せ先 町民福祉課、総合管理課
届出人 父または母、同居人、出産に立ち会った医師、助産師、その他の立会人の順	

出産育児一時金

健康保険に加入している方が出産をすると支給されます。一児につき産科医療保障制度に加入する医療機関で出産した場合は42万円、それ以外の場合は40万4千円が支給されます。国民健康保険の方は保健衛生課へ、社会保険の方は協会けんぽ、健康保険組合へお問い合わせください。

健康保険証手続

国民健康保険は保健衛生課・総合管理課で、社会保険は職場で加入の手続きをしてください。

届け出期間 出生から14日以内
必要なもの <ul style="list-style-type: none"> ● 母子健康手帳 ● 印鑑(スタンプ式ゴム印不可)
問合せ先 保健衛生課

子ども医療費助成

お子さんが入院や通院されたときの医療費を助成する制度です。

対象者 0歳から高校終了まで(18歳到達後最初の3月31日まで)保護者が町内に居住しており、健康保険に加入している方。 ※生活保護世帯に属する方、ひとり親家庭医療費、重度心身障害者医療費の助成を受けている方は除きます。	備考 学校の災害共済給付を受けられる場合は助成対象外所得制限なし
助成の範囲 医療費保険適用分全額	助成の流れ 県内の医療機関の場合 …医療機関等で受給資格者証と保険証を提示することで、支払った医療費の保険診療分が受給月の約2か月後の月末に指定口座に振り込まれます。 県外医療機関の場合 …県外の医療機関等で受診した場合は領収書を持参のうえ担当窓口で申請してください。 ※助成の申請期限は、診療月の翌月から2年以内となっておりますのでご注意ください。
必要なもの <ul style="list-style-type: none"> ● 助成を受けるためには、受給資格者証が必要となります。 ● お子さんの保険証 ● 印鑑(スタンプ式ゴム印不可) ● 保護者名義の通帳またはキャッシュカード 	問合せ先 町民福祉課

児童手当

中学校終了までの児童を養育している方に、次代を担う児童の健やかな成長を支援するために支給される手当です。

対象者 原則日本国内に居住しており、中学校終了前(15歳到達後最初の3月31日まで)の児童を養育している方。(所得制限を超えている方は、特例給付を支給します。)	申請手続き 出生や転入時は申請が必要です。申請した日の属する月の翌月分からの手当が支給されます。 ※申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当てを受けられなくなりますので、ご注意ください。 公務員は勤務先で手続きしてください。 単身赴任などで生計の中心となる方と子どもが別居している場合は、生計の中心となる方が居住する市区町村で手続きすることになります。 転出、養育する児童が減ったとき、住所変更、口座変更の場合も手続きが必要になります。																					
支給月額 <ul style="list-style-type: none"> ● 児童手当 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満……………一律15,000円/月 ・ 3歳から小学校終了(第1子、第2子)……………10,000円/月 ・ (第3子以降)……………15,000円/月 ・ 中学生……………一律10,000円/月 ● 特例給付(所得制限以上)……………一律5,000円/月 ※第3子以降とは、18歳到達後最初の3月31日までの養育している児童のうち3番目以降をいいます。	必要なもの <ul style="list-style-type: none"> ● 請求者(生計の中心となる方)の健康保険証 ※長島町の国民健康保険の場合は不要 ● 請求者名義の預金通帳またはキャッシュカード ● 印鑑(スタンプ式ゴム印不可) ※転入の場合、直近の所得課税証明書が必要です。 ※児童と別居している場合、別居している児童の世帯全員の住民票(本籍、続柄の記入のあるもの)とマイナンバーカードが必要です。 ● 申請者及び配偶者のマイナンバーカード ※マイナンバー通知カードの場合は、マイナンバー通知カードと顔写真つき身分証明書等が必要です。																					
児童手当所得制限限度額 (平成24年6月分の手当より)																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養親族等の数</th> <th>所得制限限度額(万円)</th> <th>収入額の目安(万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0人</td><td>622</td><td>833.3</td></tr> <tr><td>1人</td><td>660</td><td>875.6</td></tr> <tr><td>2人</td><td>698</td><td>917.8</td></tr> <tr><td>3人</td><td>736</td><td>960</td></tr> <tr><td>4人</td><td>774</td><td>1002.1</td></tr> <tr><td>5人</td><td>812</td><td>1042.1</td></tr> </tbody> </table>	扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)	0人	622	833.3	1人	660	875.6	2人	698	917.8	3人	736	960	4人	774	1002.1	5人	812	1042.1	
扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)																				
0人	622	833.3																				
1人	660	875.6																				
2人	698	917.8																				
3人	736	960																				
4人	774	1002.1																				
5人	812	1042.1																				
※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。 (注)1. 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額(所得額ベース)は、上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。 2. 扶養親族数の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、5人を超えた1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。	支給の時期 6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの4か月分の手当てを支給します。 ※毎年6月に現況届の提出が必要です。提出がない場合は6月分以降の手当の支給が差し止められますのでご注意ください。																					
問合せ先 町民福祉課																						